

東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める事項について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 交付要綱第7条及び別表第2に規定する補助対象経費の上限額等は、次の各号のとおりとする。

(1) 訪問型助け合いサービスの補助対象経費にかかる各支出費目において、1団体あたり（複数拠点を持つ団体が団体として申請する場合は1拠点あたり）、市として補助対象経費と認める上限額等は以下のとおりとする。

支出費目	補助対象経費と認める上限額	単位・積算・備考	
人件費 (サービスの利用調整にかかるものに限る)	基本分 4,000円	1月あたり	
	加算分 1,000円	1月あたりの実利用の対象者数一人につき（但し、1月あたりの加算は40,000円までとする）	
	研修参加加算 1回あたり500円	従事者が参加した利用調整にかかる研修会・説明会等について参加した場合に限り、1拠点につき、1月あたり2回分まで対象とする。	
	サービスの利用調整にかかる担当者一人につき、同時に担当できる拠点数は訪問型と通所型合わせて25までとする。		
人件費	市指定研修補助費 1,000円	補助金交付申請時点のサービス従事者であって、東大阪市が開催した、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修を受講した者が支払ったテキスト代を対象とする。なお、当該費用の実額が上限額に満たない場合、当該実額までを計上できるものとする。	
役務費 (保険料)	対象者にかかる実費計算 (但し、担い手分として加入するものは原則全額対象とする)		・対象者にかかる実費計算は、按分による計算も可とする。なお、按分計算が好ましくないもの（機器類等、不可分なもの）は、この限りではない。
役務費 (手数料、通信運搬費)	対象者にかかる実費計算		
需用費 (消耗品費、備品購入費、印刷製本費、修繕料 (備品購入費にかかるものに限る)、光熱水費)	対象者にかかる実費計算		
用語の定義			
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者とは、要支援1・2の認定を受けている、または基本チェックリストに該当した者で、ケアマネジメントに基づきサービスを利用する者を言う。 ・担い手とは、対象者に対し直接サービスを提供する者を言う。 			

(2) 通所型つどいサービスの補助対象経費にかかる各支出費目において、1 団体あたり（複数拠点を持つ団体が団体として申請する場合は1 拠点あたり）、市として補助対象経費と認める上限額等は以下のとおりとする。

支出費目	補助対象経費と認める 上限額	単位・積算・備考
使用料及び賃借料（会場 使用料、土地・建物借上 料等）	2, 500円	開催1回あたり、会場費として必要な経費
報償費（講師謝礼）	3, 000円	開催1回あたり
人件費 （サービスの利用調整 にかかるものに限る）	基本分 1, 000円	開催1回あたり
	参加加算分 500円	開催1回に参加する対象者一人につき（但し、開催1回あたりの加算は7, 500円までとする）
	研修参加加算 1回あたり500円	従事者が参加した利用調整にかかる研修会・説明会等について参加した場合に限り、1拠点につき、1月あたり2回分まで対象とする。
	サービスの利用調整にかかる担当者一人につき、同時に担当できる拠点数は訪問型と通所型合わせて25までとする。	
人件費	市指定研修補助費 1, 000円	補助金交付申請時点のサービス従事者であって、東大阪市が開催した、東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業サービス従事者養成研修を受講した者が支払ったテキスト代を対象とする。なお、当該費用の実額が上限額に満たない場合、当該実額までを計上できるものとする。
役務費 （保険料）	参加者にかかる実費計算 （但し、担い手分として 加入するものは原則全額 対象とする）	・実費計算は、按分による計算も可とする。なお、按分計算が好ましくないもの（機器類等、不可分なもの）は、この限りではない。
役務費 （手数料、通信運搬費）	参加者にかかる実費計算	
需用費 （消耗品費、備品購入 費、印刷製本費、修繕料 （備品購入費にかかる ものに限る）、光熱水費）	参加者にかかる実費計算	
用語の定義		
<ul style="list-style-type: none"> ・対象者とは、要支援1・2の認定を受けている、または基本チェックリストに該当した者で、ケアマネジメントに基づきサービスを利用する者を言う。 ・担い手とは、対象者に対し直接サービスを提供する者を言う。 		
補助対象経費と認める開催回数		
<ul style="list-style-type: none"> ・市が補助対象経費と認める1団体あたり（複数拠点を持つ団体が団体として申請する場合は1拠点あたり）の同日中の開催は2回までとする。 		

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年3月1日から施行する。

附則

1 この要領は令和元年10月1日から施行する。

2 この要領の施行について必要な準備行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。